

静岡県消防設備保守点検協同組合

組 合 だ よ り



第 11 号

発行：平成 26 年 4 月 1 日
住所：静岡市駿河区南町 5 番 3 号
TEL：054-287-5091
FAX：054-287-5092
E-mail：syoubougyou-k@mti.biglobe.ne.jp
HomePage：http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/

私達は 法令遵守を行動指針に

消防設備の保守点検を通じて 住民の安心と安全を追求します。

「点検」は有資格者で みんなで協働すれば 一括大括り発注に対応できます。

◆◆◆ 新年の挨拶回り ◆◆◆

平成 26 年 1 月 7 日中部地区、9 日浜松・磐田地区に役員でお邪魔しました。



▲川勝知事



▲大須賀副知事



▲森山副知事



▲知事戦略監



▲県経済産業部長



▲県危機管理監



▲県教育次長



▲静岡市副市長



▲静岡市長



▲静岡市追手町消防署長



▲浜松市副市長



▲浜松市消防長



▲浜松市教委 学校施設課長

関係各所の皆様、お忙しい中ありがとうございました。
本年も宜しくお願い致します。

◆◆◆ 平成25年度後期官公需共同受注検査（現地確認） ◆◆◆

平成26年2月4、13、14、19日、3月10日に小田巻検査員長他で、ランダム抽出した共同受注施設の現地に赴きました。現場では、作業員資格者証、有効期間の確認のほか、点検実施機器の適正確認などを入念にチェックしました。検査結果は「おおむね良好」。

なお、中部地区の検査では、建通新聞の取材を受け、2月19日付紙面に掲載されました。これからも適正点検を心掛けましょう。

浜松市立城西小学校

点検組合員：藤屋設備



浜松市立大平小学校

点検組合員：フタバ防災研究所



浜松市立浜名中学校

点検組合員：北沢防災設備



浜松市立和田東小学校

点検組合員：日本防火研究所



県立浜松商業高校

点検組合員:セルコ



静岡市立番町小学校

点検組合員:セルコ



静岡市立城内中学校

点検組合員:セルコ



静岡市立横内小学校

点検組合員:鈴与技研



静岡市立観山中学校

点検組合員:鈴与技研





◆◆◆ 理事会報告 ◆◆◆

平成 26 年 1 月 17 日(金) 理事長ほかで消防庁予防課を訪問し、消防法第 17 条 3 の 3 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告) に関しての要望書を提出しました。同年 1 月 23 日予防課より文書回答をいただき、第 8 回理事会 (1 月 28 日) で内容を検討、再度 2 月 20 日上京し、「業」としての取扱いについて口頭確認を行いました。

第 9 回理事会 (2 月 28 日)、第 10 回理事会 (3 月 12 日) では、平成 26 年度応札対応や組合創立 20 周年記念事業、新規組合員の加入諾否等々の協議をしました。

事務連絡
平成 26 年 1 月 23 日

静岡県消防設備保守点検協同組合 御中

消防庁 予防課

疑義事項に対する回答について

平成 26 年 1 月 17 日付け静消保協組第 9 号にて照会のありました疑義事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1 保守点検業務で複数種目の「点検」を資格者に行わせる場合

資格者が法人に属する場合は所属会社の消防設備士等 (甲種第 1~5 類、乙種 1~7 類) 及び点検資格者 (第 1 種、第 2 種) が点検できる資格の範囲は、点検種目別に限定された資格者以外行う事ができないと理解できるが適当か。

(回答)

資格者が法人に属するか否かにかかわらず、消防設備士及び消防設備点検資格者が点検を行うことができる消防用設備等の範囲は、それぞれの消防設備士及び消防設備点検資格者が有する資格 (種類及び指定区分) に応じた消防用設備等に限定される。このため、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させなければならない消防用設備等の点検を、適切な資格 (種類及び指定区分) を有しない者に行わせてはならない。

2 虚偽報告に起因した火災が発生した場合の責任帰属先について

資格のない者に点検を行わせた場合の点検結果は虚偽報告であり、法第 17 条の 3 の 3 に関する法令違反にあたるものと理解できます。

この場合の責任は発注者に帰属すると理解できるが適当か。

(回答)

「虚偽報告に起因した火災」がどのような火災を指すのか明らかでないが、点検に資格を要する防火対象物の点検を無資格者が実施し、その結果が点検結果として報告された場合には、消防法第 17 条の 3 の 3 の規程による報告がなされなかったこととなる。この場合、報告義務者である防火対象物の関係者 (所有者、管理者又は占有者) に対して同法第 44 条第 11 号による罰則 (30 万円以下の罰金又は拘留) が科せられる。なお、違反行為者が法人の代表者や従業員等である場合には、法人に対しても 30 万円の罰金が科せられる。

平成 26 年 2 月 20 日(木)消防庁予防課にての口頭確認事項

・平成 26 年 1 月 23 日付け消防庁回答について、下記の事項について確認

受注者が雇用する資格者に複数種目の点検を行わせる場合、点検種目別に限定された資格以外の点検を行うことができない。

法第 17 条 3 の 3 において資格のない者に「業」として点検を行わせる事は違法行為である事が消防庁判断により明らかになり、消防設備等の点検は適切な資格 (種類及び指定区分) を有する者に行わせなければならないことが自明とされた。

無資格者に行わせた場合は同法第 44 条 11 号による罰則が科せられる。

◆◆◆ お知らせ ◆◆◆

・3 月 1 日から(株)富士消防機商会 (代表者 荒瀬敏弘 静岡市清水区) が組合員となりました。

宜しくお願いします。

・<組合顧問弁護士の法律メモ>はお休みです。



▲(株)富士消防機商会社屋

静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例

静岡県の中小企業は、本県経済の発展に寄与するとともに、地域社会の担い手として、県民生活の向上に重要な役割を果たしている。

しかし、近年、本県の中小企業を取り巻く環境は、少子高齢化の進展による国内需要の減少、経済分野における国際競争の激化等により、極めて厳しい状況にある。

こうした状況にあつて、中小企業が持てる力を発揮し、将来に向かい活力ある静岡県を築くためには、県はもとより、関係者が、中小企業が地域経済や県民生活の向上に果たす役割を理解し、その事業活動が助長されることにより、中小企業の健全な育成・発展につながるよう社会全体で支援していくことが重要である。

ここに、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本としつつ、社会全体で中小企業者の受注機会の増大に取り組み、地域経済の活性化及び県民生活の向上に寄与するため、この条例を制定する。



▲天野進吾県議（議員提出第2号議案）
平成26年3月19日静岡県議会議場

（目的）

第1条 この条例は、中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関し、基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業者が供給する物品及び役務並びに行う工事（以下「中小企業者が供給する製品等」という。）に対する需要を増進する施策を推進し、中小企業者の経営基盤の強化を図り、もって地域経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当するもので、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規程する中小企業者
- (2) 前号に掲げる中小企業者を構成員とする事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合

2 この条例において「関係団体」とは、商工会、商工会議所その他中小企業者を支援する団体をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化は、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本として行われなければならない。

2 中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化は、県民及び県内において事業活動を行う者（以下「県民等」という。）が中小企業者の経営基盤の強化が地域経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、県、関係団体及び県民等がそれぞれの立場から中小企業者の受注機会の増大に努め、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることを旨として、行われなければならない。

3 この条例による中小企業者の受注機会の増大は、公正かつ自由な競争を阻害し、又は制限するものであってはならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、必要に応じて、市町と連携して取り組むものとする。

（中小企業者の努力）

第5条 中小企業者は経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、経営革新等支援機関（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第17条第2項に規程する認定経営革新等支援機関をいう。）の活用、自らの知的資産（人材、技術、技能、知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項に規程する知的財産をいう。）、組織力、顧客とのネットワーク等の資産をいう。）の活用等により、自主的にその経営の向上及び改善を図るように努めるとともに、中小企業者が供給する製品等が良質かつ安全で安心なものとなるよう努めるものとする。

（関係団体の協力）

第6条 関係団体は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の協力）

第7条 県は、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることが地域経済の活性化及び県民生活の向上に寄与するものであることについて理解を深め、物品の購入、役務の提供の申込み、工事の発注に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

（県内において事業活動を行う者の協力）

第8条 県内において事業活動を行う者は、その事業活動を行うに当たって地域経済及び県民生活と深くかかわりを有していることを理解するとともに、この条例の趣旨を尊重し、物品及び役務の調達、工事の発注に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

（情報の提供等）

第9条 県は、中小企業者が供給する製品等に対し県民等が関心を深め、かつ、親しみを増すことにより中小企業者の受注機会の増大が図られるよう、中小企業者が供給する製品等に関する県民等への情報の提供及び販路の開拓その他の施策を講ずるものとする。

（県からの受注機会の増大）

第10条 県は、物品及び役務の調達、工事の発注に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

（市町に対する支援）

第11条 県は、市町が中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する施策を実施する場合は、情報提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

（議会への報告）

第12条 知事は、中小企業者が供給する製品等に対する需要を増進する施策の実施状況について、毎年度議会へ報告しなければならない。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◆◆◆ 屋内消火栓用補給水槽と兼用の上水用屋上補給水槽点検 ◆◆◆

去る平成26年3月12日(水) 静岡市教委から発表のあった標題の点検については、今後、同市教委は水槽に係る点検を実施した場合には、作業終了後の水槽施錠状況写真の提出を義務付けるとされました。これに対し3月12日開催理事会で、組合としては静岡市教委のみでなく組合受注の全ての同種点検についても、水槽施錠状況写真を提出するよう求めることとされましたので、実施組合員はその旨ご留意下さい。



当組合は官公需適格組合です!!

官公需適格組合とは、中小企業組合の中で「地方公共団体等発注業務の受注に対して特に意欲的で、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合である。」と、中小企業庁（経済産業省）が証明するものです。

当組合は、平成13年11月16日から認定されています。

証明基準には、共同受注規約及び共同受注委員会の設置、共同受注に関する検査体制や役員と担当組合員の連帯責任体制の確立等が要件とされます。



静岡県消防設備保守点検協同組合員事業所名簿

(平成26年4月現在)

会 社 名	代 表 者	住 所	電 話	会 社 名	代 表 者	住 所	電 話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	鈴与技研(株) 西部営業所	神谷 典秀	掛川市本所	0537-27-2331
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市大岡	055-923-3363	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
鈴与技研(株) 東部営業所	岩崎 四郎	沼津市大諏訪	055-941-6481	セルコ(株) 本社	西川 昌宏	浜松市東区	053-463-1341
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	掛川営業所	水野 裕章	掛川市蘭ヶ谷	0537-22-0119
(株)アオイテレテック	宇式 三郎	静岡市駿河区	054-286-1256	湖西営業所	瀧本 充弘	湖西市吉美	053-575-3119
アロウ防災	矢澤 勝美	焼津市小川	054-624-0818	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-689-2389	中部防災工業(株)	松坂 博史	浜松市北区	053-438-3081
静岡ニッタン(株)	山口 礼弘	静岡市駿河区	054-281-2161	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
消防機材山治	福井 隆幸	静岡市葵区	054-247-0779	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	東海防災(株)	中村 仁志	浜松市中区	053-474-2627
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	(有)豊田消防設備	金原 勝彦	磐田市東貝塚	0538-36-0119
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	中村サービス(有)	中村 哲正	浜松市南区	053-442-1603
(株)タピア	湊 宏 治	静岡市葵区	054-248-6466	日興電気通信(株) 本社	堀部 莞爾	浜松市北区	053-439-1125
寺岡設備	寺岡 信行	静岡市駿河区	080-8252-7826	ニッコウプロセス(株)	堀部 莞爾	浜松市北区	053-439-1122
日興電気通信(株) 静岡営業所	堀部 成治	静岡市駿河区	054-266-6762	(株)日本防火研究所	市川 章一	浜松市東区	053-461-1373
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市河町	0547-35-2001	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
平尾設備	平尾 鎌平	静岡市清水区	054-398-9502	(同)藤屋設備	岩成 真央	浜松市東区	053-432-6996
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	フタバ防災研究所	中田 道孝	浜松市浜北区	053-587-3225
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878				
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	理 事 長	西川和宏	セルコ(株)	
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	副 理 事 長	杉山和幸	鈴与技研(株)	
(有)エス・イー・エフ施工サービス	寺田 岳人	磐田市白拍子	0538-35-8520	副 理 事 長	堀部莞爾	日興電気通信(株)	
太田防災	太田 清広	浜松市天竜区	053-925-2814	専 務 理 事	中澤慎作	事務局長兼務	
北沢防災設備(有)	北 沢 昇	浜松市浜北区	053-586-4100	理 事	飯塚 勝	広伸防災(株)	
北島電設	北 島 誠	浜松市東区	053-433-5303	理 事	吉川友朗	静岡法律事務所	
サイトウ防災	齋 藤 至	浜松市中区	053-474-3837	監 事	宇式三郎	(株)アオイテレテック	
坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751	監 事	土谷直人	ニッセー防災(株)	
三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111	事務局職員	鷲巣節子		